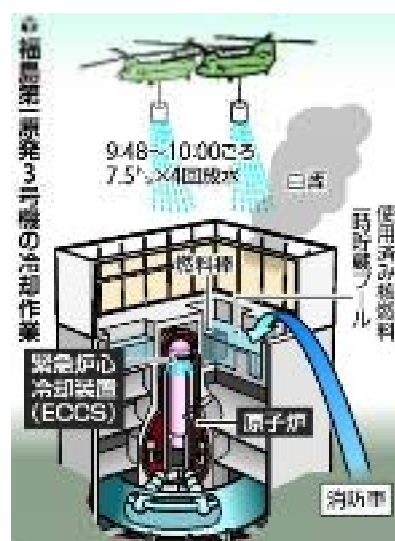


事故現場へ自衛隊の全面的な出動、各都道府県知事に消防隊の出動要請、  
15日午前11時 菅首相「20～30km圏内の住民に屋内避難を指示」  
半径30kmの上空の飛行禁止を発令

15日 北沢防衛大臣、陸自担当幹部、東電幹部による協議によりヘリコプタ部隊による放水作戦決定。

建屋が水素爆発で上部が吹き飛び、燃料プールへ直接空から放水できるようになり、ヘリが水囊をぶら下げて、燃料プール目がけて放水する作戦、

しかし、過熱している燃料棒へ直接水を掛けたら、水蒸気爆発の怖れがあったが、このまま放置すれば、間違いなくメルトダウンになる、溶解を防ぐためにはやれることをやると判断し、決行を決意した。



防衛大臣が自衛隊支援部隊現地総指揮官である、東北方面総監君塚陸将に下令、  
ここからヘリによる放水作戦実施となった。

陸上からの放水のため自衛隊消防車の出動、陸上自衛隊中央特殊武器防護隊からの派遣で核兵器、化学兵器による汚染除去を主任務とする部隊が出動した。

3月16日 福島第一原発、3号機の建屋から白煙が上がり、すわ大事故か、と緊張しましたが、これは水蒸気で、3号建屋内で保管していた、使用済み核燃料貯蔵プールの冷却水循環が停止し、水位が下がって使用済み燃料が露出し、崩壊熱による水蒸気ですから、放射線濃度が高い水蒸気が放出されいたことになる。

Q：福島第一原発事故で被害拡大を防ぐため、外部からの支援である自衛隊、消防隊、  
その他多数の人達が現場に投入され、活躍しましたが法的根拠はどうなっている  
のですか？

A：自衛隊法をみてみます。先の阪神・淡路大震災時には、災害救助に自衛隊派遣が大幅に遅れてしまい、大きな非難が巻き起こりました。これは当時災害派遣要請がない限り出動出来ない規定に成っており、地方自治体からは出動要請なし、村山内閣、当時は危機管理室がなく、バラバラに入ってくる情報に混乱し、全く対策を執らず他の案件を審議していたという大失態を演じ、徹底的に批判されたのを契機として自衛隊法が改正され災害派遣が大幅に出動し易くなりました。

災害派遣：地震、水害等の大規模な天変地異や、大量の死傷者の発生を伴う規模の事故等の各種災害に対して救助や予防活動などの対応に対し限界を超えた場合、陸海空の自衛隊部隊を派遣し、その組織を以て救援活動を行う、のが災害派遣です。

近傍派遣（自衛隊法第83条3項）

部隊や自衛隊施設の近傍で災害が発生した場合、部隊の長が部隊を派遣してすることは、都道府県知事の出動要請の必要はなく、部隊の長の命令だけでよい。